

1. 開会日時・場所

日時 令和7年6月25日(水) 午後2時00分
場所 三原市役所3階 会議室301・会議室302

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
		14番	郷谷 幸男	15番	山口 龍子
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	井長 哲
19番	兼光 一美				

欠席委員

3. 議事録署名人

8番 武郷 勝巳 11番 山口 郁恵

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 長里 奉慶 主任 関友 健介
農林水産課 主査 茂見 鉄平

5. 審議事項

第31号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第32号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第33号議案 農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第34号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第35号議案 非農地証明申請について
第36号議案 農用地利用集積等促進計画案について
第37号議案 農地法関係事務処理要綱の一部改正について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は18名中、18名で定足数に達しておりますので、第6回総会は成立しております。
会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、8番 武郷委員、11番山口委員を指名します。

議長 これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。
議事日程は、日程第1を第31号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第36号議案を先に審議します。
議案書をご覧ください。

議長 日程第6 第36号議案を上程します。
「農用地利用集積計画」の決定について、三原市長からの依頼です。
第36号議案に係る、資料36の第1番から第22番について審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは議案書 8 ページをご覧ください。第 36 号議案農用地利用集積等促進計画の案について説明します。

この農用地利用集積等促進計画の案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定をおこなうため、農地中間管理事業の推進に関する法第 19 条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求めるものです。

今回、農地中間管理機構を通して利用権を設定する農用地は、
三原地域から件数 7 件、八幡町垣内〇〇ほか 16 筆、面積 34,663 m²、
久井地域から件数 1 件、久井町泉〇〇 面積 1,897 m²、
大和地域から件数 3 件、大和町大草〇〇ほか 3 筆 面積 8,438 m²、
合計 11 件、22 筆、44,998 m²が提出されています。

貸借期間等、設定する利用権の内容については、資料 36 の 2 ページに記載の通りとなっています。

以上で農用地利用集積等促進計画の案について説明を終わります。

議長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、本案は、全て原案のとおり承認決定されました。

議長

次に、日程第 1 第 31 号議案を上程します。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 55 件から第 63 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 1 ページをご覧ください。

第 31 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。

第 55 件は、〇〇から糸崎 8 丁目の〇〇が、糸崎 8 丁目〇〇 地目：畑 79 m²について、居住地から近く、譲り受けて新規就農するものです。

第 56 件と第 57 件は、譲受人が同一のため合わせて説明します。

譲受人は木原 4 丁目の〇〇で、

第 56 件は、〇〇から、木原町〇〇 地目：畑 73 m²について、

第 57 件は、〇〇から、木原町〇〇 地目：畑 272 m²について、

農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 58 件は、〇〇から幸崎能地 5 丁目の〇〇が、幸崎能地 5 丁目〇〇 地目：畑 277 m²を、居住地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 59 件は、〇〇から、大和町の〇〇が、大和町福田〇〇 地目：田 91 m²について、居住地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 60 件は、〇〇から、大和町の〇〇が、大和町福田〇〇 地目：田 794 m²について、居住地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 61 件は、〇〇から、大和町の〇〇が、大和町福田〇〇 地目：畑 1,650 m²について、所有農地に近接しており、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 62 件は、〇〇から、大和町の〇〇が、大和町蔵宗〇〇外 2 筆 地目：田 合計 1,430 m²について、居住地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 63 件は、亡〇〇相続財産管理人 〇〇から、大和町の〇〇が、大和町椋梨〇〇 地目：畑 30 m²について、居住地から近く、耕作に便利であり、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

以上、申請案件は全て農地法第 3 条の許可要件を満たしています。

農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明は以上です。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。
- ・・・「挙手なし」・・・
- 議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第3条の規定による許可申請、第55件から第63件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、農地法第3条の規定による許可申請については、全て原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第2 第32号議案を上程します。
農地法第4条の規定による許可申請について、第10件から第11件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書3ページをお開きください。第32号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
第10件は、〇〇が、本郷北2丁目〇〇外8筆 地目:田 合計4,712㎡について、併用地、雑種地7筆1,292.48㎡とともに、農地改良のため一時転用するもので、内容は盛土高0~6.29m、転用期間は許可後3年間です。
第11件は、〇〇が、本郷北2丁目〇〇 地目:畑 221㎡について、墓地、倉庫及び駐車場に転用するもので、内容は、墓石1基、倉庫1棟、駐車場4区画です。なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく、申請地の一部を倉庫に転用していることから、始末書を求め、提出されています。
申請地の農地区分は、第10件が農用地区域内の農地、第11件は第2種農地です。
許可基準は、第10件が、農振農用地の不許可の例外:農地法施行令第4条第1項第1号「一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で農地を供することが必要であると認められるもの」で「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」に該当します。
第11件は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の農地」で、「農地法第4条第6項第2号」の「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ない」と認められること」に該当します。
なお、農振区分が「農振農用」の第11件は、前回第5回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており、令和7年7月中に除外見込です。
農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。
- ・・・「挙手なし」・・・
- 議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 8番 第10件について、合計9筆4,712㎡を農地改良するということだが、許可後3年間をかけて、どのように事業を実施するのか。
- 事務局 現在棚田状態である、9筆4,712㎡の田に土を入れ平準化して、事業完了後は、梅と栗を植樹する計画です。

- 8 番 場所は〇〇地区だと思い、現地を見たのだが。
- 4 番 申請地の所在は〇〇地区です。
- 18 番 第 10 件について、申請地を一時転用で許可後 3 年間農地改良して、事業完了後は併用地と併せて元に戻すというのは、どのような事業内容なのか。
- 事務局 当該案件の事業内容は、農地の改良工事です。一時転用で申請地と併用地に土を盛り、嵩上げて、一枚の農地にして、梅と栗を植樹し活用する事業計画です。事業地の東側に田が、西側に併用地の雑種地があり、田と併用地の雑種地は隣接しています。現状棚田である田に土を入れて、併用地の雑種地と併せて平準化して、そこに梅と栗を植えて、畑に復元する計画です。この農地改良工事を許可後 3 年間で行う計画です。
- 18 番 一時転用で実施するのは何故なのか。
- 事務局 市の農地法関係事務処理要綱で、農地の所有者が農地改良を行う場合、一時転用に該当するものとして取り扱うとしているためです。
- 1 番 第 10 件について、当該案件の申請人は、私の担当地区でも同様の申請して許可を受けているのだが、工事の進捗状況は誰がどのように行うのか。
- 事務局 農地法の許可指令書に、許可の日から 3 箇月後及びその後 1 年ごとの工事の進捗状況を翌月 15 日までに、また工事が完了したときは完了届を、それぞれに現況写真を添付して農業委員会へ提出することを条件として付しており、工事の進捗は提出された工事進捗状況確認書類で確認をしています。
- 1 番 当該案件も隣接地所有者に心配されないように、工事の進をしっかりと確認してほしい。
- 事務局 分かりました。
- 議 長 その他に質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 他にないようなので、これより採決に入ります。
農地法第 4 条の規定による許可申請、第 10 件から第 11 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手多数であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決された議案のうち、第 10 件については、転用面積が 30 アールを超えることから、農地法第 4 条第 4 項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。
- 議 長 次に、日程第 3 第 33 号議案を上程します。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第 3 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 4 ページをお開きください。第 33 号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。
第 3 件は、本郷町本郷〇〇(東本通土地区画整理事業区域内・仮換地〇〇街区〇〇-〇〇)について、当初、〇〇株式会社が、令和 6 年 6 月 25 日付で農地法第 5 条許可を受け造成した宅地を、この度、〇〇及び〇〇が購入し、住宅を建築することとなりましたが、土地区画整理事

業施行中により地目変更が行えないため、事業計画を変更し、改めて農地転用許可申請を行うものです。

事業計画変更後の農地転用については、この後、第34号議案 農地法第5条の規定による許可申請第63件においてご審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第3件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第4 第34号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第56件から第65件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。第34号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

第56件は、〇〇から、〇〇が、木原町〇〇 地目：畑 49㎡について、所有権の移転を受け、墓地に転用するもので、内容は、墓石2基、墓誌2基です。なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく、申請地を墓地に転用していることから、始末書を求め、提出されています。

第57件は、〇〇から、〇〇株式会社が、須波西1丁目〇〇 地目：畑 287㎡について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は駐車場4区画です。なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく、譲渡人が申請地を駐車場に転用していることから、始末書を求め、提出されています。

第58件及び第59件は、譲受人が〇〇株式会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用する同一事業であるため、合わせて説明します。

第58件は、譲渡人 〇〇、沼田1丁目〇〇 地目：田 274㎡、

第59件は、譲渡人 〇〇、沼田1丁目〇〇 地目：田 416㎡、合計690㎡に、
太陽光パネル158枚、6棟、発電量49.5kW規模を設置するものです。

第60件は、〇〇から、〇〇合同会社が、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル192枚、7棟、発電量49.5kW規模です。

第61件は、〇〇から、〇〇株式会社が、沼田東町末光〇〇外1筆 地目：田 合計1,010㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル158枚、4棟、発電量49.5kW規模です。

第62件は、〇〇から〇〇が幸崎渡瀬〇〇外1筆 地目：畑 合計531㎡について、併用地、宅地1筆326.21㎡とともに、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、車庫1棟、庭敷です。なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく、申請地の一部を宅地に転用していることから、始末書を求め、提出されています。

第63件は、先ほど第33号議案の第3件において事業計画変更をご審議いただいた件で、〇〇株式会社から、〇〇及び〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 204㎡、(東本通土地区画整理事業区域内仮換地〇〇街区〇〇-〇〇 174.95㎡)について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場2区画です。

第64件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 1,248㎡ について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル172枚、7棟、発電量49.5kW規模です。

第65件は、〇〇から、〇〇株式会社が、本郷町南方〇〇 地目：田 791㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル158枚、4棟、発電量49.5kW規模です。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、第63件が第3種農地で、その他の案件は第2種農地です。

許可基準については、第 63 件は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

その他の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第 5 条第 2 項第 2 号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、農振区分が「農振農用」の第 56 件は、前回第 5 回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており、令和 7 年 7 月中に除外見込です。

農地法、5 条許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・「挙手なし」・・・

議 長

補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

18 番

第 57 件について、譲受人が法人である場合は、始末書の提出をもって追認で許可するのではなく、もう少し厳しく対応するべきだと思う。

事務局

ご意見をいただいた始末書の件ですが、始末書は〇〇株式会社からではなく、譲渡人の〇〇から提出されています。当該案件は、譲渡人が過去に転用の許可を得ることなく、申請地の一部にアスファルトを敷き、駐車場として使用しています。〇〇株式会社は、その土地を客用駐車場として使用する目的で、この度購入しようとするものであり、許可を得ることなく、申請地が転用されたことについて、〇〇株式会社に瑕疵はありません。なお、当該案件を含めて、許可基準を満たすと見込まれる案件については、追認で違反転用の状態を解消することに重点を置いて、事務を執り行っています。

15 番

第 57 件について、譲渡人が申請地を転用した際には、施工業者がいたはずですが。施工業者は、申請地が農地か否かを、しっかり確認することが基本だと思う。

会 長

業者の中には、農地を転用する際に許可が必要だと知らずに施工する者もあり、また知っていても、許可を得ずに施工する者などもいると思う。

事務局

提出された始末書にも、農地法の規制について理解が不十分であった、と記載されています。農地法の規制について、広く知らしていくことが今後の課題であると認識しています。

10 番

第 57 件について、まず、当該案件の現地調査を担当した委員の意見を聞いてから、議論するのが筋ではないのか。

3 番

私が現地確認しました。申請地は国道 185 号線沿いの海岸線に位置しており、宅地があり、海があり、近くに造船所があり、周囲が農地に囲まれているような環境ではないので、実際に農業をしている感じはありません。かなり以前に、農地法の規制を意識することなく、申請地の一部にアスファルトを敷き、駐車場として使用していたのではないかと思います。

事務局

補足します。当該案件は、以前営業していた〇〇というレストランが使用していた土地を、〇〇株式会社が、須波側の拠点として使用しようと、建物を含めて一括で購入しようとした際に、農地が 1 筆有ることが判明して、その後に調査したところ、譲渡人の〇〇が、三原市の合併以前に転用していたことが分かったということです。〇〇株式会社は、一括で購入しなければ利用が難しく、農地 1 筆を含めて購入することとしたため、この度、始末書を添付して農地法第 5 条の許可申請をしたものです。また、アスファルトを敷いているのは申請地の一部分です。

19 番

以前は農業委員会で広報紙の農業委員会だよりを年 2 回発行しており、その紙面で農地を転用する場合は、予め許可を得ることが必要と伝えていたが、今は発行していません。年 1 回でも広報すべきではないのかと思う。また、最近追認案件が多いと感じる。

事務局 先程申しましたとおり、農地法の規制について、広く知らしていくことが今後の課題であると認識しています。また、許可基準を満たすと見込まれる案件については、追認で違反転用の状態を解消することに重点を置いて、事務を執り行っています。

議長 その他に質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 他にないようなので、これより、採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可申請、第56件から第65件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手多数であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第5 第35号議案を上程します。
非農地証明申請について、第22件から第24件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。第35号議案 非農地証明申請について説明します。
第22件は、〇〇から、糸崎町〇〇外2筆 地目：田1筆、畑2筆 合計224㎡について、平成10年頃から耕作放棄し、現況：山林として、申請されています。
第23件は、〇〇から、糸崎町〇〇外3筆 地目：田 合計586㎡について、平成7年頃から耕作放棄し、現況：山林として、申請されています。
第24件は、〇〇から、高坂町許山〇〇外2筆 地目：田2筆、畑1筆 合計656㎡について、昭和55年頃から耕作放棄し、現況：山林として、申請されています。
申請地の農地区分は、全て第2種農地です。
非農地証明申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・「挙手なし」・・・

議長 補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第22件から第24件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議長 次に、日程第7 第37号議案を上程します
農地法関係事務処理要綱の一部改正について、審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。第30号議案 農地法関係事務処理要綱の一部改正について説明いたします。
この改正は、令和7年5月20日付けで広島県が示す「農地法関係事務処理ガイドライン」の一部が改正されたことに伴い、三原市農業委員会の農地法関係事務処理要綱の一部を改正するものです。
主な改正内容については、議案の（主な改正内容）及び議案と共に送付している、資料37 広島県から市町農業委員会宛て、「農地法関係事務処理ガイドライン」の一部改正についての

通知文の裏面をご覧ください。

1 「農地関係事務に係る処理基準について」の一部改正に伴い、農地所有適格法人の判断基準（種類株主総会）について明確化することとしました。

資料37「農地法関係事務処理要項 新旧対照表」の、43ページ、

第1部 本文、第3章 農地所有適格法人等の報告関係（法第6条・法第6条の2）、2 農地所有適格法人の定義、(3) 議決権要件及び、49ページ、

第2部 農地法等に基づく処分に係る審査基準等について、第1編 申請に対する処分、第1章 審査基準、第2節 農地所有適格法人の判断基準、3 議決権要件に記載が有りますので、ご確認ください。

2 「農地関係事務に係る処理基準について」の一部改正に伴い、農地法第3条第1項の許可基準について、農作業に従事する者の配置状況と、農地法その他農業に関する法令の遵守についても勘案することを追加することとしました。

資料37「農地法関係事務処理要項 新旧対照表」の、14ページ、

第1部 本文、第1章 農地等の権利移動関係（法第3条）、第2節 農業委員会許可の申請、3 農業委員会の処理 (2) 審査及び、52ページ、

第2部 農地法等に基づく処分に係る審査基準等について、第1編 申請に対する処分、第1章 審査基準、第3節 農地等の権利移動の審査基準、第1法第3条第2項各号、1 全部効率利用要件、④-イ 労働力、⑦-ア〜ウ及び、53ページ(5)に記載がありますので、ご確認ください。

3 1及び2の改正に伴い、様式(3条申請書、6条報告書)を改めています。

4 「農地法関係事務処理要領の制定について」の一部改正に伴い、違反転用に対する是正の強化がされたため、様式例第4号の17(命令書)に「命令に従わなかったときは公表することがある」旨を追記して改めています。

5 「農地法第3条の3の規定に基づく届出の事務処理の適正化について」に基づき、農地法第3条の3の規定による届出書(様式第1-5号)の★添付書類を削除して改めています。

以上が主な改正内容です。

本改正は当該議案に同意を頂きましたら、本日令和7年6月25日付で施行し、広島県による「農地法関係事務処理ガイドライン」一部改正の施行日である5月20日から適用する予定です。

農地法関係事務処理要綱の一部改正についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法関係事務処理要綱の一部改正について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本議案は原案のとおり決定することに決しました。

議長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 17件
2 その他
○今後の日程
令和7年第7回定例総会 7月25日(金)15時

議長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

令和7年7月25日

閉会 午後3時42分

議長（会長）

議事録署名者

同 上